

一般相談支援事業(地域移行支援・地域定着支援) 運営規程

【みんなでいきる相談センター】

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みんなでいきるが設置するみんなでいきる相談センター（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく地域移行支援及び地域定着支援（以下「一般相談支援事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、適正な指定地域移行支援及び指定地域定着支援（以下「指定地域相談支援」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域移行支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 地域定着支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

3 一般相談支援事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等の関連機関との連携を図り、当該利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

4 一般相談支援事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行うものとする。

5 前四項のほか、法及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 みんなでいきる相談センター
- (2) 所在地 新潟県上越市石橋2丁目3番29号 ばれっと1階

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は、その他の従業者に対する技術的指導及び助言を行う他、自らも日常生活全般に関する相談、地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成及びその他の指定地域相談支援に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定地域相談支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定地域相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 基本相談支援
- (2) 地域移行支援
 - ① 地域移行支援計画の作成
 - ② 地域における生活に移行するための活動に関する支援
 - ③ 障害福祉サービスの体験的な利用支援
 - ④ 体験的な宿泊支援
- (3) 地域定着支援
 - ① 地域定着支援台帳の作成
 - ② 常時の連絡体制の確保等
 - ③ 緊急の事態における支援等

(地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額)

第7条 事業所は、法定代理受領を行わない指定地域相談支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から法第51条の14第3項の規定により算定された地域相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、前項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付するものとする。

(地域相談支援給付費の額に係る通知等)

第8条 事業所は、法定代理受領により市町村から地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知するものとする。

2 事業所は、第7条第1項の法定代理受領を行わない指定地域相談支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定地域相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、上越市の全域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(苦情解決)

第11条 提供した指定地域相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 提供した指定地域相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、

市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が同法第 8 5 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

（研修）

第 1 2 条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後 6 か月以内
- （2）継続研修 年 1 回

（秘密保持）

第 1 3 条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

3 サービス担当学会等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

（サービス提供の記録）

第 1 4 条 指定地域相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定地域相談支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。

（事故発生時の対応）

第 1 5 条 利用者に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに新潟県及び支給決定をした市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

（その他運営に関する重要事項）

第 1 6 条 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所

事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 3 9 5 号）第一の二の 3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

- （1）相談 常時の連絡体制を確保しながら緊急時に対応できる相談支援を行う機能
- （2）緊急時の受入・対応 常時の受入体制を確保しながら緊急時に受入対応できる短期入所の機能
- （3）体験の機会・場 グループホームや日中活動系サービス事業所等を体験利用する機能
- （4）専門的な人材の確保・養成 専門的な対応（医療的ケア、強度行動障害等）を行うことができる体制を確保する機能
- （5）地域の体制づくり コーディネーター（相談支援専門員）が中心となって、他のサービス事業所等と連携し、支援困難事例や地域課題等の検討、情報共有等を行う機能
- （6）その他 多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携を含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築する機能

第 1 7 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人みんなでいきると事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 5 月 1 日から施行する

この規程は、平成 2 5 年 1 1 月 1 日から施行する

この規程は、平成26年4月1日から施行する

この規程は、平成27年4月1日から施行する

この規程は、平成30年1月1日から施行する

この規程は、令和2年5月1日から施行する

この規程は、令和2年9月1日から施行する

この規定は、令和5年5月1日から施行する

この規定は、令和6年6月1日から施行する